

春日部市情報公開条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条・第2条）

第2章 建設（第3条）

附則

第1章 総務

（春日部市情報公開条例の一部改正）

第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（非公開情報）	（非公開情報）
第6条 (2) ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分	第6条 (2) ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

（春日部市税条例の一部改正）

第2条 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

改正後	改正前
(特別徴収税額の納入の義務等) 第46条	(特別徴収税額の納入の義務等) 第46条 2 前項の納入については、郵便振替貯金を利用 することができる。

第2章 建設

(春日部市下水道条例の一部改正)

第3条 春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
(占用等) 第37条 2 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理す るものうち企業的性格を有しない <u>事業</u> に係 る占用物件	(占用等) 第37条 2 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理す るものうち企業的性格を有しない <u>事業及び</u> <u>郵政事業</u> に係る占用物件

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。